

社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会 一般事業主行動計画(第2回)

社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会は、職員が仕事と子育てを両立させることができ、全職員が働きやすい雇用環境整備を行なうとともに、次世代育成支援について地域へ貢献する企業となるため、次のよう行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1 : 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制を整備する

【 対 策 】

- 平成26年4月1日～ 相談体制を構築する
育児休業制度を理解してもらうためのわかり易い周知方法の検討
- 平成28年4月～ 社内システムにより全職員に育児休業制度や相談体制の情報提供を行なう

目標2 : 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

【 対 策 】

- 平成26年4月1日～ 部署ごとの年次有給休暇取得率の評価と取得率向上の対策を検討する
- 期間中随時 職員ごとの年次有給休暇取得率を調査し、取得率の低い職員について、所属長を通じて年次有給休暇の取得を促す